

改正

平成20年10月1日

平成22年4月1日制定

平成23年4月1日制定

平成30年4月1日要領第1号

令和2年4月1日要領第13号

令和7年4月1日要領第3号

岩国市建設工事成績評定通知等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩国市建設工事技術検査規程（平成18年訓令第49号）第7条に規定する工事成績の評定（以下「評定」という。）の結果の通知及び公表について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 評定の結果の通知及び公表は、原則として、1件の請負対象設計額が200万円を超える公共工事を対象として行うものとする。

(評定結果の通知)

第3条 契約監理課長は、検査員から完成検査後の工事技術検査復命書の提出がなされた後、速やかに当該工事の受注者に評定の結果を工事成績評定通知書（様式第1号）により、通知するものとする。

(評定の修正)

第4条 契約監理課長は、引き渡し後、契約不適合責任期間における事故等により契約不適合が判明した場合は評定の結果を修正し、当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求)

第5条 第3条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、申立書（様式第2号）により契約監理課長に評定の結果等について説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第6条 契約監理課長は、前条の規定により説明を求められた場合は、速やかに工事成績評定に係る説明について（様式第3号）により回答するものとする。

2 契約監理課長は、前項の規定による回答に当たり、岩国市建設工事競争入札等参加者選定審査会規程（平成18年訓令第50号）による岩国市建設工事競争入札等参加者選定審査会にその意見を求めることができる。

3 契約監理課長は、第2条に規定する工事に対する申立書に回答を行ったときは、申立書及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成20年10月 1 日）

この要領は、平成20年10月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 4 月 1 日制定）

この要領は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 4 月 1 日制定）

この要領は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 4 月 1 日要領第 1 号）

この要領は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日要領第13号）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日要領第 3 号）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。



なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の内容を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、説明を求めることができます。

1 工 事 番 号 第 号

2 工 事 名

3 工 期 年 月 日 ~ 年 月 日

4 完成檢查年月日 年 月 日

5 成績評定

評定点	点
-----	---

(項目別評定点は、別表のとおり)

6 質問書提出先

T740-8585

岩国市今津町一丁目14番51号

岩国市契約監理課

(別表)

工事名

項 目 別 評 定 点

考查項目・細別		評定点／満点	
施工体制	I 施工体制一般	点／	0.75点
	II 配置技術者	点／	0.90点
施工状況	I 施工管理	点／	3.25点
	II 工程管理	点／	2.60点
	III 安全対策	点／	3.90点
	IV 対外関係	点／	0.90点
出来形及び出来栄え	I 出来形	点／	5.60点
	II 品質	点／	8.10点
	III 出来栄え	点／	2.50点
工事特性		点／	3.00点
創意工夫		点／	1.50点
社会性等		点／	2.00点
加減点小計		点／	35.0点
基本評定点（65点＋加減点小計）		点／	100点
法令遵守（減点のみ）		点	
VE評価（VE追加点＋5点）		点	
評定点（四捨五入による整数）		点	

年 月 日

様

岩国市長

印

工事成績評定に係る説明について（回答）

年 月 日付けで貴社（あなた）から説明を求められました評定内容について、次のとおり回答します。

1 工事名

2 質問に対する回答